

福島労働局からのお知らせ

I イベント・行事

1 総務部

労働保険未手続事業一掃強化期間

担当：労働保険徴収室 鈴木 電話：024-536-4608

資料No1

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は働く皆さんを守ります。

－ 1人でも雇ったら、労働保険の成立手続きが必要です－

- ◆正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きが必要です。
- ◆厚生労働省及び福島労働局においては、他省庁、関係団体、事業主団体、地方公共団体等と連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう活動を行っています。
- ◆年間を通じて、新規設立事業場等の未手続事業情報を活用し、未手続事業一掃対策を行っていますが、本期間においては、インターネットバナー広告、新聞広告、リーフレットやポスター配布等により、労働保険制度の一層の周知・広報を行います。

2 労働基準部

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
過重労働解消キャンペーンを実施します。

資料No2

担当：監督課 大和（おおわ） 電話：024-536-4602

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、同月間において、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

同キャンペーンでは、以下の取組などを行います。

詳細は、添付のリーフレットをご覧ください。

<過重労働解消キャンペーンの取組>

- ①使用者団体や労働組合に対し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発についての協力要請
- ②長時間労働が疑われる事業場等に対する重点的な監督指導の実施
- ③労働相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付ける「過重労働相談受付集中週間」（10月31日（日）～11月6日（土））の設置及び特別労働相談窓口「過重労働解消相談ダイヤル」（11月6日（土））の実施
- ④オンラインによる過重労働解消のためのセミナー（委託事業）の実施
- ⑤長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業（ベストプラクティス企業）への労働局長による職場訪問

このほか、過労死等とその防止について考えるシンポジウム（過労死等防止対策推進シンポジウム）を開催（福島会場：11月26日（金））します。

(主な取組)

1. 過重労働などに関する労働相談を受け付けます。

資料No3

10月31日（日）から11月6日（土）までの期間を「過重労働相談受付集中週間」として、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を積極的に受け付けます。

過重労働相談受付集中週間

期 間：令和3年10月31日（日）から11月6日（土）まで

相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署

開庁日時：平日 8:30～17:15

※来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

労働条件相談ほっとライン

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

はい！ 労働

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

また、「過重労働相談受付集中週間」の最終日（11月6日（土））を「特別労働相談受付日」として「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、電話相談（無料）を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

日 時：令和3年11月6日（土） 9:00～17:00

なくしましょう ながい残業

フリーダイヤル：0120-794-713

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

(主な取組)

2. 福島労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

福島労働局長が、長時間労働の削減等に向けて積極的に取り組んでいる県内企業を訪問し、当該企業の取組について広く情報発信することにより県内の過重労働解消に向けた気運の醸成を図ります。

○訪問日時

令和3年11月19日（金） 14：00～

○訪問先

企業名：陰山建設株式会社

所在地：郡山市石湊町1番9号

業 種：建設業

3. 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

資料No4

過労死等の問題について県民の方々に関心と理解を深めていただくため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

○日時

**令和3年11月26日（金） 13：30～15：30
（受付13：30～）**

○場所（福島会場）

**キョウワグループ・テルサホール
（福島テルサ）3階あぶくま
（福島市上町4番25号）**

3 職業安定部

1. 新規大卒者等就職面接会を開催します。

担当：職業安定課 佐藤 電話：024-529-5396

資料No5

- 来春大学等卒業予定者及び既卒3年以内の方を対象とする就職面接会を開催します。

開催日時	開催場所	参加企業数(予定)
令和3年11月23日(火・祝) 10:30~16:00	ビッグパレットふくしま	60社
令和3年12月12日(日) 10:30~16:00	ビッグパレットふくしま	45社

※第1部 就職支援セミナー(10:30~12:00)、第2部 合同就職面接会(13:00~16:00)

2. ユースエール認定企業に対する認定通知書の交付

担当：職業安定課 佐藤 電話：024-529-5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職の率・有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており、若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に、次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和3年11月11日(木) 14:00予定

- 会場 福島合同庁舎3階共用会議室

- 認定企業

社会福祉法人ハートフルなこそ(老人福祉・介護事業)

【認定年月日 令和3年9月28日】

所在地 いわき市植田町小名田13番1

従業員(常用労働者)数 155名

3. 「介護就職デイ」を開催します。

担当：職業対策課 松本 電話：024-529-5463

資料No6

福島労働局は、11月11日の「介護の日」に併せて、県内全ハローワーク（14か所）において「介護就職デイ」を開催します。

【介護就職デイについて】

厚生労働省は、毎年11月11日を「介護の日」と定め、その前後の期間を福祉人材確保重点実施期間として「介護就職デイ」と称した介護関係職種の面接会等を全国のハローワークで集中的に開催します。

※日程等については、別紙予定表のとおりです。

※詳細については、各ハローワークにお問い合わせください。

4 雇用環境・均等室

1. 「魅力ある職場づくり推進セミナー2021」のご案内

担当：雇用環境・均等室 金澤 電話：024-536-4609

福島労働局では、若者や女性をはじめすべての働く方が働きやすい職場環境を作るため、「魅力ある職場づくり」を推進する取組を実施しています。改正育児・介護休業法のポイントやハラスメント対策など、「魅力ある職場づくり」を推進するためのセミナーを下記により開催します。

開催日	会場（定員）	場 所
令和3年 11月24日（水）	あいづアピオスペース 展示ホール（90名）	会津若松市インター西90
12月 9日（木）	福島県文化センター 小ホール（145名）	福島市春日町5-54
12月16日（木）	南東北総合卸センター 展示ホール（152名）	郡山市喜久田町卸1-1
令和4年 1月20日（木）	いわき新舞子ハイツ 多目的ホール（75名）	いわき市平下高久字南谷地16-4
開催時間 各会場共通13:30～16:00		
セミナー内容	説 明	
1. 改正育児・介護休業法及び 改正女性活躍推進法について	福島労働局雇用環境・均等室	
2. 職場におけるハラスメント対策について	福島労働局雇用環境・均等室	
3. 業務改善助成金・テレワークについて	福島働き方改革推進支援センター	

2. 「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」の開催

担当：雇用環境・均等室 穴戸・中田 電話：024-536-4609

資料No7

福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、国・地方公共団体・地域の労使団体等が、働き方改革などについて検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進するため、下記のとおり協議会を開催いたします。

- 1 日 時：令和3年11月22日（月） 14時30分～16時まで
- 2 会 場：杉妻会館 4階「牡丹」
住所：福島市杉妻町3-45
- 3 構成員：別紙「構成員名簿」のとおり
- 4 議事等
 - (1) 「2020年度 福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」における「3つの目標」の進捗状況及び取組等について
 - (2) 各構成員における働き方改革の取組状況等について
 - (3) 意見交換
 - (4) 「2021 年度福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」について

3. しわ寄せ防止キャンペーン月間

担当：雇用環境・均等室 穴戸 電話：024-536-4609

資料No8

11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。 ～「しわ寄せ」を防止して中小企業の働き方改革を推進するために～

- ◆大企業の働き方改革の取組が、下請中小事業者への適正なコスト負担を伴わない短納期発注等の「しわ寄せ」を生じさせることがないよう、厚生労働省では、中小企業庁および公正取引委員会と連携を図り、「しわ寄せ」防止総合施策を取りまとめ、その取組を推進しているところです。
- ◆11月は「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と位置づけられており、福島労働局でも、要請書・ポスター・リーフレットによる企業・団体への周知等の取組を積極的に行ってまいります。

Ⅱ 法令の施行

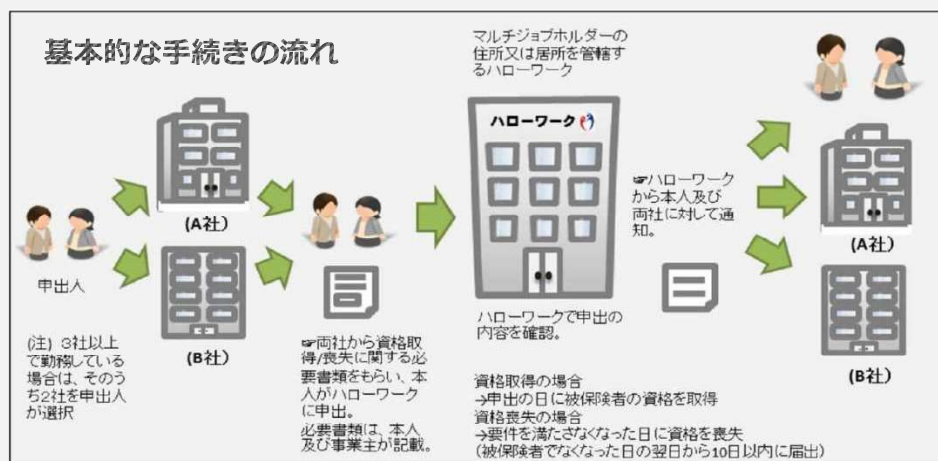
職業安定部

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します。

担当：職業安定課 鈴木、安斎 電話：024-529-5389

資料No9

雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。令和4年1月1日から施行されます。



マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を受給することができます。

Ⅲ 公表事案

1 労働基準部

県内労働災害発生状況

担当：健康安全課 空閑 電話：024-536-4603

資料No10

令和3年(9月)の災害発生状況を取りまとめました。

業 種	年 別		対 前 年 (死 傷 者)			
	令和3年	令和2年	死傷者	うち 死亡者	増減数	増減率 (%)
全 業 種 合 計	1,727	11	1,287	24	440	34.2
製 造 業	344	1	293	2	51	17.4
鉱 業	4	0	4	0	0	0.0
建 設 業	295	6	261	11	34	13.0
運 輸 交 通 業	169	0	155	2	14	9.0
貨 物 取 扱 業	9	0	5	0	4	80.0
農 林 業	55	1	25	3	30	120.0
畜 産 ・ 水 産 業	13	0	12	1	1	8.3
上 記 以 外 の 事 業 小 計	838	3	532	5	306	57.5
商 業	239	0	190	2	49	25.8
金 融 広 告 業	9	0	12	0	-3	-25.0
保 健 衛 生 業	302	0	119	0	183	153.8
接 客 娛 楽 業	104	1	72	1	32	44.4
清 掃 ・ と 畜 業	72	0	60	1	12	20.0
上 記 以 外 の 事 業	112	2	79	1	33	41.8

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

2 職業安定部

令和4年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について

資料No11

担当：職業安定課 佐藤 電話：024-529-5396

令和3年9月末現在の状況を取りまとめました。

1	就職内定率	69.0%	(前年10月末比	1.7ポイントの増)
2	就職内定者数	2,649人	(同	3.4%の減)
3	就職未内定者数	1,192人	(同	10.6%の減)
4	求人数	7,962人	(同	2.3%の増)
5	県内受理求人 への就職割合	78.1%	(同	1.8ポイントの増)



「安心」を支えるワン・ピース

労働保険

労災保険

雇用保険

労働保険は働く皆さんを守ります

法人・個人を問わず事業主の方は、正社員、パート、アルバイトといった雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら労働保険に必ず入らなければいけません。労働保険は会社の安定はもちろん、従業員の安心・安全のための保険。「アルバイトだから大丈夫だと思っていた」、「設立準備が忙しくて忘れていた」、「そもそも知らなかった」など事情はあっても、従業員のため、会社のために、労働保険に加入することは事業主の責任です。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。(電子申請は24時間、365日いつでもOK!)

- ▶ 労働保険とは、労災保険(労働者災害補償保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- ▶ 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から遡って保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

事業主の皆さまへ

労働保険への加入について

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**加入義務**の有無などをご確認の上、まずは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

加入義務のある事業場

次の事業場は、労働保険への加入が**法律で義務づけられています**。（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業場は加入義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。

※強制適用事業場以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

労働者とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して給与が支払われる従業員のことをいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※その他、法人の役員、同居の親族等には、労災保険・雇用保険の対象とならない者もあります。

加入手続きを怠っていると？

1 遡って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険への加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続きを行い、労働保険料額を決定します。

その際、労働保険料は手続きを行っていなかった過去の期間についても遡って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払っていただけない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の加入手続きを行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

電子申請での手続き、口座振替納付が便利です。

- 労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。
- 口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。
- 電子申請での手続きをご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続きを行うことができます。



01 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



02 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

過労死等
防止対策推進
シンポジウム

全国47都道府県において計48回開催します。
(※無料でどなたでも参加できます。)
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisymposium/>



\\ 事業主の皆さまへ //

03 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせる場合があります。適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



目指すゴールは、
過重労働ゼロ。

サッカー選手(元J1本代表)
小野将二

11月は過重労働解消キャンペーン月間です。
また、11月1週目は過重労働相談受付集中週間です。

お近くの都道府県労働局・労働基準監督署や「労働条件相談はっとライン」(厚生労働省委託事業)右記はっとラインで労働に関する相談を受け付けていますので積極的にご連絡ください。

0120-811-610 月～金 17:00～22:00
土日・祝日 9:00～21:00

「特別労働相談」を実施します！

無料 過重労働解消相談ダイヤル

※金銭どこからでも利用可能(スマートフォンからでも無料) ※匿名での相談も可

特別労働相談受付日

令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

なくしましょう 長い残業

0120-794-713

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を 実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

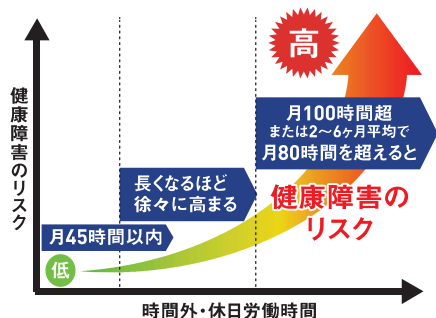


労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反後も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00～17:00

0120-794-713

過重労働による健康障害を防止するために※2

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)



② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

賃金不払残業を解消するために※3

1	2	3
職場風土を 改革しましょう。	適正に労働時間の管理を 行うためのシステムを 整備しましょう。	労働時間を適正に 把握するための責任体制を 明確化しチェック体制を 整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30～17:15)

■労働条件相談はっとライン(厚生労働省委託事業) 0120-811-610

月～金 17:00～22:00
土・祝日 9:00～21:00

オンライン
で開催!!

事業主や人事労務担当者などを対象に、10月から12月を中心に、
過重労働解消のためのセミナー
を実施します!





福島労働局

令和3年10月27日（水）発表

<担当>

福島労働局労働基準部監督課

監督課長 大和 稔弘

主任監察監督官 渡辺 満

電話 024（536）4602

過重労働などに関する労働相談を受け付けます

～ 「過重労働相談受付集中週間（10月31日～11月6日）」・
「過重労働解消相談ダイヤル（11月6日）」において相談に対応します～

福島労働局（局長：河西直人）では、全国一斉に実施する11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、令和3年10月31日（日）から11月6日（土）までの期間を「過重労働相談受付集中週間」とし、県内の労働基準監督署等の相談窓口において、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般に関する労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場に関する情報を受け付けます。

過重労働相談受付集中週間

期 間：令和3年10月31日（日）から11月6日（土）まで

相談窓口：労働局、県内の労働基準監督署（※監督署等の連絡先は裏面参照）

開庁日・時間：平日 8:30～17:15

※直接ご来署いただく以外に電話によるご相談も可能です。

労働条件相談ほっとライン

対応時間・曜日：月～金 17:00～22:00

土日・祝日 9:00～21:00

電話番号：0120-811-610（フリーダイヤル）

また、過重労働相談受付集中週間の最終日（令和3年11月6日（土））を「特別労働相談受付日」として、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、平日に勤務している労働者の方などから直接ご相談を受け付けられるよう、長時間労働や過重労働、賃金不払残業など労働条件全般についての電話相談（無料）を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル

日 時：令和3年11月6日（土） 9:00～17:00

なくしましょう

ながい残業

フリーダイヤル：0120 - 794 - 713

・全国どこからでも無料でご相談いただけます。匿名でのご相談も可能です。

福島労働局では、過重労働相談受付集中週間、過重労働解消相談ダイヤル以外にも、日頃から、長時間労働、解雇、賃金不払残業など労働条件に関する疑問や不安について、労働基準部監督課（TEL:024-536-4602）のほか以下の窓口でもご相談を受け付けています。

1. 福島県内の労働基準監督署

〔相談対応日・時間〕 平日 8：30～17：15（土日・祝日、年末年始を除く）

監督署	所在地	電話番号	管轄区域
福島	福島市霞町 1－46 福島合同庁舎 1 階	024-536-4611	福島市、二本松市、伊達市、伊達郡、相馬郡飯舘村
郡山	郡山市桑野 2－1－18	024-922-1370	郡山市、田村市、本宮市、田村郡、安達郡
いわき	いわき市平字堂根町 4－11	0246-23-2255	いわき市
会津	会津若松市城前 2－10	0242-26-6494	会津若松市、大沼郡、南会津郡、耶麻郡(猪苗代町、磐梯町)、河沼郡
須賀川	須賀川市旭町 204－1	0248-75-3519	須賀川市、岩瀬郡、石川郡
白河	白河市郭内 1－124	0248-24-1391	白河市、西白河郡、東白川郡
喜多方	喜多方市諏訪 91	0241-22-4211	喜多方市、耶麻郡(西会津町、北塩原村)
相馬	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244-36-4175	相馬市、南相馬市、相馬郡新地町
富岡	双葉郡富岡町中央 2－104	0240-22-3003	双葉郡

2. 労働条件相談ほっとライン（電話相談）【無料】

〔相談対応時間・曜日〕

月～金 17：00～22：00, 土日・祝日 9：00～21：00

〔電話番号〕0 1 2 0－^は 8 ^い 1 [！] 1－^労 6 ^働 1 0（フリーダイヤル）

3. 労働基準関係情報メール窓口（厚生労働省ホームページ）

職場における賃金不払残業など、労働基準法などの問題がある事業場に関する情報はメールでも受け付けています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

労働基準 メール窓口

検 索



過労死等 防止対策推進 シンポジウム

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって
多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、
過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

参加無料
事前申込

日時 2021年11月26日(金)
13:30~15:30 (受付13:00~)

会場 キョウワグループ・テルサホール
(福島テルサ) 3階 あぶくま
(福島市上町4番25号)

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。参加には、事前申込みが必要です。詳細、中止の連絡等は、ホームページにてお知らせいたします。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：福島県、福島市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
福島県医師会、福島県商工会議所連合会、福島産業保健総合支援センター、福島県労働基準協会、
福島県社会保険労務士会、福島民報社、福島民友新聞社

福島会場

[主催者挨拶・施策説明] 福島労働局

[基調講演]

「ハラスメントとコンプライアンス」

水谷 英夫 氏 (弁護士・水谷法律事務所)

[遺族からの声]

[閉会挨拶]

水谷 英夫 氏

弁護士・水谷法律事務所



1973年東北大学法学部卒

1976年東北大学大学院法学研究科修士課程修了

弁護士登録：1978年

仙台弁護士会所属

会場のご案内

キョウワグループ・テルサホール (福島テルサ) 3階 あぶくま

(福島市上町4番25号)

・JR福島駅 徒歩10分

[駐車場] 右の地図、2箇所の駐車場を2時間無料でご利用いただけます。

1F受付に駐車券をご提示ください。

※駐車台数に限りがありますので、満車の場合はご容赦願います。

参加申込について

▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。
尚、定員になり次第締め切りさせていただきますのでご了承ください。

▶申し込みは Web または FAX でお願いします。

▶参加証を発行いたします。当日、受付までお持ちください。

▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。

▶連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染疑いが生じた場合に、保健所への情報提供に限り使用します。・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-562-552 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

年内に就職内定

企業の採用担当者と個別面談。
採用内定に直結する
就職面接会にぜひご参加ください。

大学等卒業予定者、
既卒3年以内の方が
就職面接会の対象。



採用

ふくしま合同就職面接会

参加対象 令和4年3月に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を新規卒業(修了)予定の方
平成31年3月以降に大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等を卒業(修了)した方

参加無料／入退場自由
第1部のみ事前申込制

第1回 参加企業60社 (予定)

日時 **11/23(火・祝)** 10:30 ~ 16:00

会場 **ビッグパレットふくしま**
多目的展示ホールA・B・C(1F)

第2回 参加企業45社 (予定)

日時 **12/12(日)** 10:30 ~ 16:00

会場 **ビッグパレットふくしま**
多目的展示ホールA・B(1F)

JR郡山駅より会場まで無料シャトルバスを運行します!! ※詳しい情報はウェブサイトをご覧ください。



プログラム&スケジュール

第1部 就職活動セミナー 10:30~12:00

- 就職試験・突破支援セミナー
経営者や採用担当者から「採用決定」のポイントをお話いただきます。
- 就職活動振り返り支援セミナー
自己分析や会社・仕事選びの視点や考え方を確認します。

第2部 合同就職面接会 13:00~16:00

- 参加企業と参加学生等との個別面談をブースごとに実施します。
 - ハローワーク等各機関による職業相談、各種支援及び情報提供を行います。
- ※参加事業所一覧は、11月上旬からキャリア支援機構のホームページに掲載します。

詳しい開催情報はウェブサイトをご確認ください!!

福島労働局 ▶ https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/banner/_120534/_120616/ibento.html

福島労働局 検索

(一社)キャリア支援機構 ▶ <http://www.career-shienkikou.com>

キャリア支援機構 検索



福島労働局



キャリア支援機構

新型コロナウイルス感染防止対策にご協力ください。

- マスク着用・検温・アルコール消毒にご協力ください。
- 37.5度以上の発熱、体調不良の方は参加をご遠慮いただきます。予めご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症の発症状況により、開催方法を変更する場合があります。



マスク着用



体温測定



手指消毒

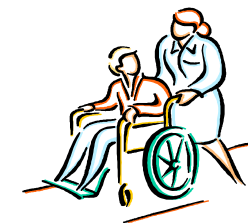


ソーシャル
ディスタンス

お問合せ／一般社団法人キャリア支援機構 〒963-8811 郡山市方八町一丁目2番10号 郡中東口ビル6F **TEL 024-941-1711** 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30

- 主催 厚生労働省福島労働局(新卒応援ハローワーク、ハローワーク)／福島県 ●共催 郡山市
- 後援 アカデミア・コンソーシアムふくしま／福島県商工会議所連合会／福島県商工会連合会／福島県中小企業団体中央会
福島県経営者協会連合会／福島県中小企業家同友会

令和3年度 福島労働局「介護就職デイ」の実施予定表



※令和3年11月2日～11月26日開催予定の介護関係職種の就職面接会等を掲載しています。
 ※内容等について、変更・追加の可能性もありますので、詳細については各ハローワークにお問い合わせください。
 ※新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、申込みが一定数に達した場合に、募集を締め切ることがあります。
 ※面接会等当日は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、マスクの着用、検温及び手指消毒にご協力をお願いします。

ハローワーク	電話番号 (問合せ先)	日時		開催場所		参加 事業所 (106社)	参加対象者			内容・備考
							一般	高校卒業 予定者	大学等卒業 予定者	
ハローワーク福島	024-534-4121 (46#)	11月2日	13：30～15：45	コラッセふくしま 多目的展示ホール他	福島市三河南町1-20	28	○		○	最大28社分の面接ブース設営。小会議室403で事業所PR動画上映予定。事前申込制
ハローワーク相双	0244-41-2603	11月2日	10：00～15：00	ハローワーク相双 大会議室	南相馬市原町区桜井町1-127	2	○			【説明会（ミニ相談会）】 11/2（火）午前1社、午後1社 11/9（火）午前1社、午後1社 開催時間10:00～12:00、13:00～15:00 （事前申込制、予約のない時間帯で当日申込み可）
		11月9日				2				
ハローワーク小名浜	0246-54-6666	11月9日	9：30～11：30	ハローワーク小名浜 2階会議室	いわき市小名浜大原字六反田65-3	2	○			企業説明会＆ミニ面接会 （午前2社 事前予約制・当日参加可）
ハローワーク南会津	0241-62-1101	11月9日	10：00～11：00	ハローワーク南会津	南会津郡南会津町田島字行司12	1	○			<2部構成> 事業所説明後、面接会（事前申込制・当日申込可）
		11月10日				1				
ハローワーク相馬	0244-36-0211	11月9日	9：00～12：00	ハローワーク相馬 1階会議室	相馬市中村1-12-1	1	○			説明会（しごとのミニ相談会）（当日申込可） 面接会ではなく相談会となります。事業所の仕事内容や情報について説明がメインとなります。人事担当者との対面式の個別面談です
		11月10日	9：00～12：00			1	○	○		
		11月17日	10：00～12：00			1	○	○		
		11月24日	9：00～12：00			1	○	○	○	
ハローワークいわき	0246-23-1421 (41#)	11月10日	10：00～16：00	ハローワークいわき 5階会議室	いわき市平字堂根町4-11	6	○			企業説明会＆ミニ面接会（午前3社、午後3社 事前予約制・当日参加可）
ハローワーク勿来	0246-63-3171	11月11日	9：30～16：00	ハローワーク勿来 2階会議室	いわき市東田町1-28-3	2	○	○	○	企業説明会＆ミニ面接会 （午前1社、午後1社 事前予約制・当日参加可）
ハローワーク会津若松	0242-26-3333 (42#)	11月11日	13：00～15：30	アピオスペース 大会議室	会津若松市インター西90	8	○			相談会・面接会（事前・当日申込可）
ハローワーク白河	0248-24-1256	11月11日	13：30～14：45	白河小峰城合同庁舎 地下会議室	白河市郭内1-136	3	○		○	<2部構成> 事業所PR後、面接会（事前申込制）
ハローワーク須賀川	0248-76-8609	11月11日	13：30～15：30	須賀川市労働福祉会館 大会議室	須賀川市茶畑町65番地	4	○	○	○	<2部構成> 事業所説明後、面接会（事前申込制・当日参加可）
ハローワーク二本松	0243-23-0343	11月11日	14：00～16：00	ハローワーク二本松 2階会議室	二本松市若宮二丁目162-5	3	○			<2部構成> 事業所PR後、面接会（事前申込制・当日参加可）
ハローワーク富岡	0240-22-3121	11月12日	10：00～11：30	ハローワーク富岡 2階会議室	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	1	○			企業説明会＆面接会（事前申込・当日参加可）
ハローワーク郡山	024-942-8609 (41#)	11月24日	14：00～16：00	ビッグパレットふくしま 多目的展示ホールB	郡山市南2丁目52	38	○	○	○	38社分の面接ブース、介護ロボットや高齢者体験キットの展示ブース、PR動画上映の視聴覚ブースを設営 事前・当日申込可
ハローワーク喜多方	0241-22-4111	11月26日	10：00～12：00	ハローワーク喜多方 2階会議室	喜多方市字千苅8374	1	○			10:00～ 福祉のセミナー 10:40～ 事業所のプレゼンテーション・面接会 《原則事前申込制（定員未満であれば当日参加可）》



厚生労働省福島労働局
令和3年10月29日発表

担 当	福島労働局 雇用環境・均等室
	室長 富塚 リエ
	雇用環境改善・均等推進監理官 穴戸 敦
	企画調整係長 中田 裕之
	電話 024-536-4609

『福島県魅力ある職場づくり推進協議会』の開催について

福島県内で働く労働者の労働環境や処遇の改善等に向けた気運が高まるよう、国・地方公共団体・地域の労使団体及び地域の金融機関等が、働き方改革などについて検討することにより、当県における魅力ある職場づくりを推進するため、下記のとおり協議会を開催いたします。

記

1 日 時： 令和3年11月22日（月） 14時30分～16時まで

2 場 所： 杉妻会館 4階「牡丹」 福島市杉妻町3-45

3 構成員： 別紙名簿のとおり

4 議事等

- (1) 「2020年度 福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」における「3つの目標」の進捗状況及び取組等について
- (2) 各構成員における働き方改革の取組状況等について
- (3) 意見交換
- (4) 「2021年度 福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」について

5 留意事項

- (1) 取材にお越しの際は、受付にて社名と取材者氏名をお知らせください。
会議配付資料は、取材者にも配付いたします。
- (2) 「2021年度 福島県の魅力ある職場づくり推進に関する確認事項」は、取りまとめ次第、速やかに公表いたします。

福島県魅力ある職場づくり推進協議会 構成員名簿

構成機関・団体等名称	職名	代表者名
福島県	知事	内堀 雅雄
日本労働組合総連合会福島県連合会	会長	今野 泰
福島県経営者協会連合会	会長	笠原 賢二
福島県商工会議所連合会	会長	渡邊 博美
福島県商工会連合会	会長	轡田 倉治
福島県中小企業団体中央会	会長	満田 盛護
経済産業省東北経済産業局	局長	平井 淳生
福島県銀行協会	会長	佐藤 稔
福島県信用金庫協会	会長	樋口 郁雄
厚生労働省福島労働局	局長	河西 直人

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！



STOP!
は寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！ 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法（平成4年法律第90号）」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう！

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。
- 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう！

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議すること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

（受付時間）9:00～12:00／13:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日（土）には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日（土）9:00～17:00 ☎ 0120-794-713

※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン（☎ 0120-811-610）で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

「雇用保険マルチジョブホルダー制度」を新設します 2022年1月1日スタート

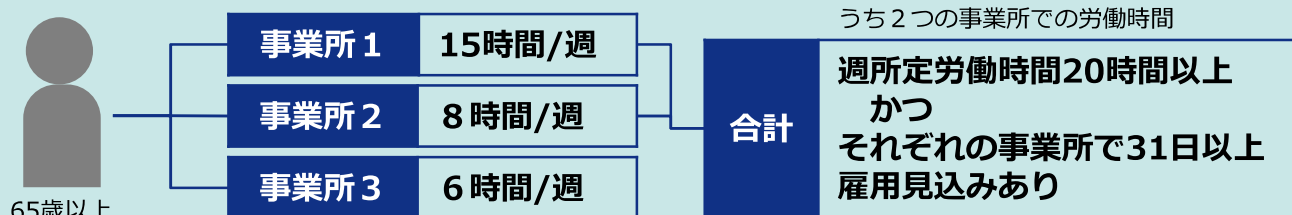
雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 雇用保険マルチジョブホルダー制度は、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して適用対象者の要件を満たす場合に、**本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合には、一定の要件を満たせば、高年齢求職者給付金を受給することができるようになります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たす必要があります。加入後の取扱いとは通常の雇用保険の被保険者と同様で、**任意脱退はできません**。

- 1 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 3 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること



※ 上記の1と2の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、2を離職しても、1と3の労働時間が週20時間以上あるため、1と2で喪失に係る届出後、改めて1と3の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続の流れ

マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する**本人が手続を行う必要**がありますので、事業主の皆さまは、**本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明**（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、**本人が、適用を受ける2社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます**。

お願いと注意点

- マルチジョブホルダーが雇用保険の適用を受けるためには、**事業主の皆さまの協力が不可欠**です。労働者から手続に必要な証明を求められた場合は、**速やかなご対応**をお願いします。
- マルチジョブホルダーが申出を行ったことを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更など、**不利益な取扱いを行うことは法律上禁じられています**。
- マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から**雇用保険料の納付義務が発生します**。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください ⇒



凍結前の準備と確認！身体機能の確認を！

準備期間：令和3年11月1日～令和3年11月30日
運動期間：令和3年12月1日～令和4年2月28日

資料No. 10

<事前準備（降雪・凍結前）>

- ①降雪、凍結等の気象状況における労働者に対する注意喚起
- ②降雪、凍結時に転倒するおそれのある箇所の事前確認
- ③融雪剤、凍結防止剤、スコップ、防滑靴等の事前準備



<設備・作業環境等>

- ①作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ②4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油污等除去
- ③照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④危険箇所の表示等（見える化）の推進



<安全衛生教育>

- ①視聴覚教材等を活用した転倒災害防止の繰り返し注意喚起
- ②転倒予防体操等の励行

<点検・管理等>

- ①定期的な職場点検、巡視の実施
- ②高年齢労働者や女性労働者等からの事業場内転倒危険箇所（ヒヤリハットを含む）の聴取と対策の検討・実施

<作業行動等>

- ①決められた安全な通路の通行
- ②作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ③転倒災害防止のための安全な作業方法の推進
- ④服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底
- ⑤スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底
- ⑥「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した労働者自らの身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底

*融雪剤と凍結防止剤

特性や正しい使い方を理解しましょう

- 融雪剤「成分：塩化カルシウム」
金属の腐食が少ない尿素成分の物もあり
雪が降ってから撒くもの
新雪よりも踏み固まった雪に効果
シャーベット状になるまで少し時間を要す
- 凍結防止剤「成分：塩化ナトリウム」
雪が降る前に撒くもの
融雪剤ほど即効性はないが持続性あり

*防滑靴

職場の作業環境にあった靴を選びましょう

- 水・油用耐滑靴
- 氷用耐滑靴

*労働者自身の身体機能等の確認

- 身体機能変化の確認
「転倒等リスク評価セルフチェック票」
- エイジアクション100
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト」
- *労働者自身の基礎的体力維持
 - 転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」
 - いつまでも元気な足腰でいるために！
「ロコトレ」
（ロコモーショントレーニング）
日本整形外科学会ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト
<https://locomo-joa.jp/check/lokotre/>

イラスト出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

滑り

つまづき

踏み外し

冬季の転倒、に要注意

転ばない
でね！

数字で見る
福島県内の転倒災害

労働災害の
うち転倒

約 **25%**

冬季

約 **4** 割

午前

約 **6** 割

50代以上

7 割以上

女性

約 **6** 割

休業 **1か月** 以上

約 **6** 割

出典：労働者死傷病報告より
(令和2年10月～令和3年9月)

準備期間：令和3年11月1日～令和3年11月30日

運動期間：令和3年12月1日～令和4年2月28日

『福島冬季転倒災害防止運動』実施中

報道関係者 各位

令和3年10月29日

【照会先】

福島労働局職業安定部職業安定課
課長 秋元 初雄
課長補佐 矢内 聡
地方職業指導官 佐藤 加奈子
電話 024-529-5396 (直通)

令和4年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況

【令和3年9月末現在】

福島労働局（局長 河西 直人）は、令和4年3月に高等学校を卒業する生徒について、令和3年9月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

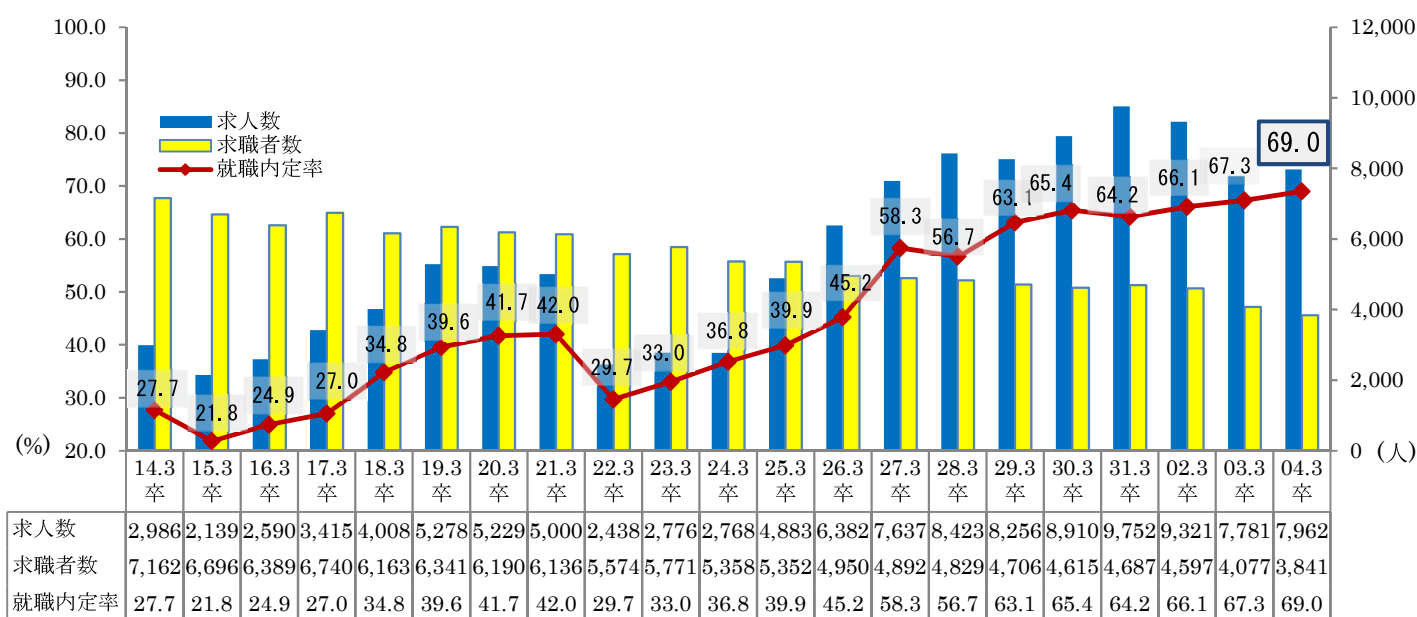
【概要】

- 1 就職内定率 69.0%（前年10月末比 1.7ポイントの増）【図1：別表1】
- 2 就職内定者数 2,649人（同 3.4%の減）【別表1】
- 3 就職未内定者数 1,192人（同 10.6%の減）【別表1】
- 4 求人数 7,962人（同 2.3%の増）【図2：別表1】
- 5 県内受理求人への就職割合 78.1%（同 1.8ポイントの増）【図4：別表1】

※（参考）令和元年9月末の内定率 66.1%

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。
令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

図1 内定率等の推移（各年9月末（注））



（注）03.3 卒については、新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、令和2年10月末現在の数値となります。

《参考資料》

別表1 「新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表2 「新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況（各年9月末、令和2年10月末現在）」

別表3 「新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況」

別表4 「新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）」

図2 求人受理状況の推移

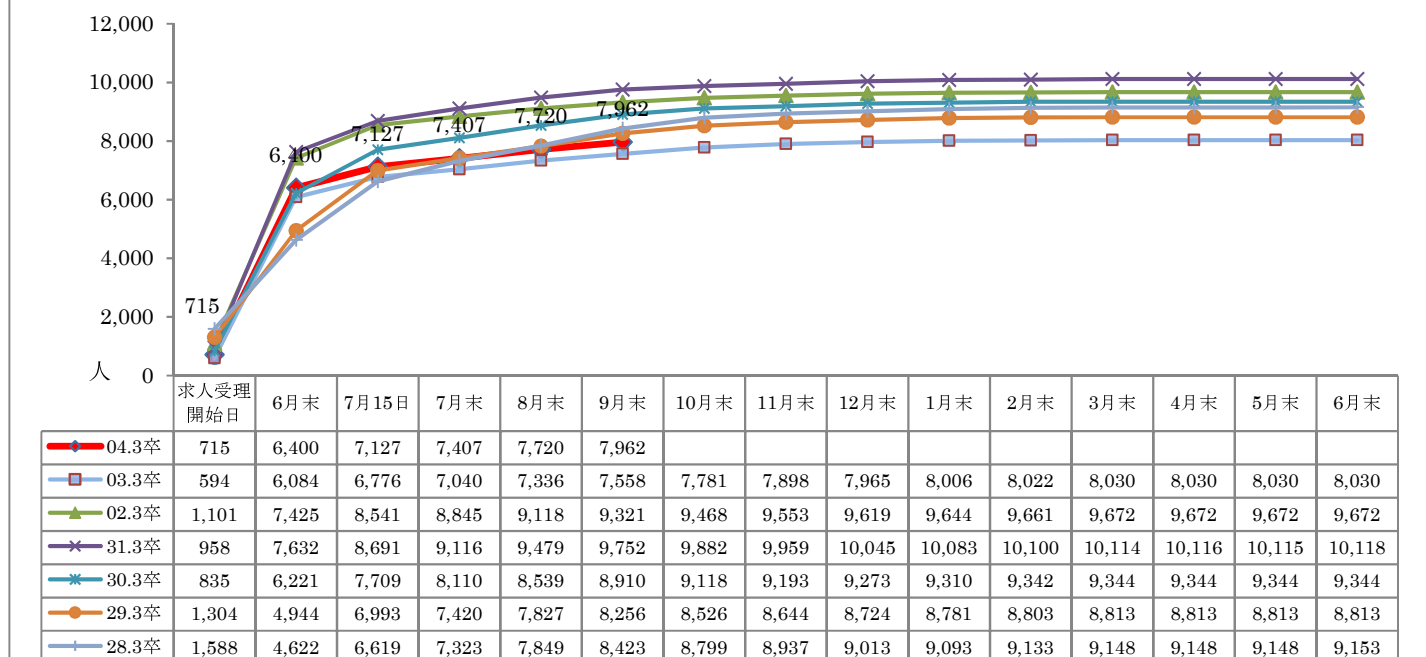
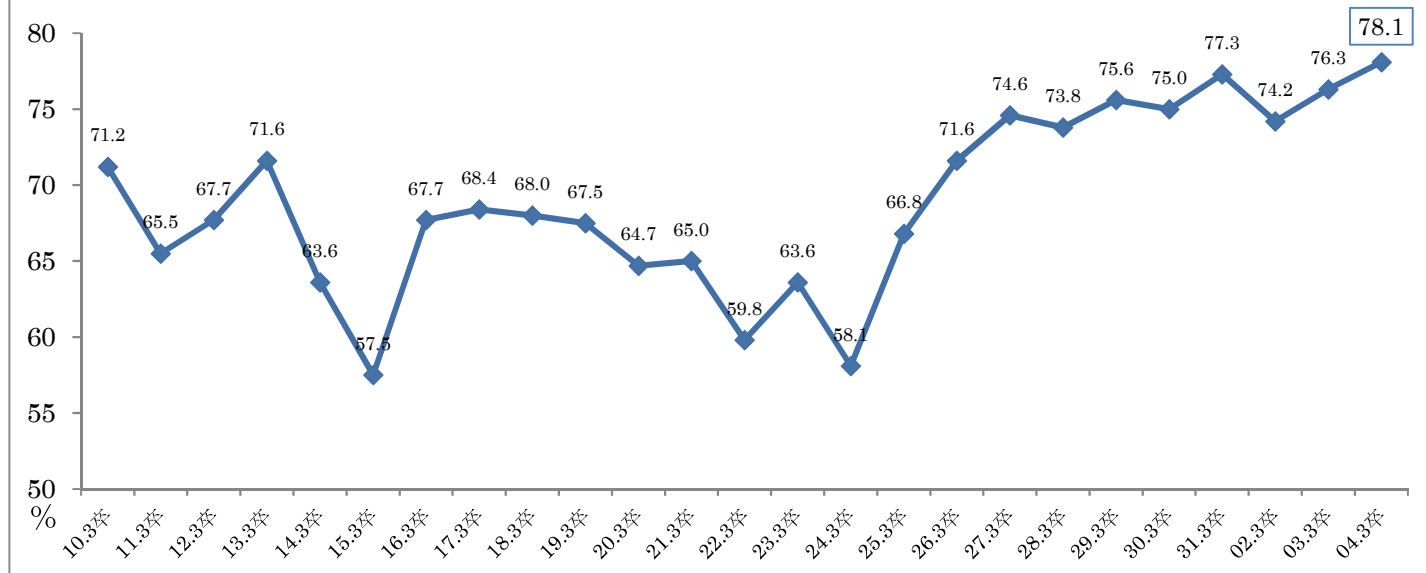


図3 9月末求人数7,962人の産業別内訳

前年同月との比較(数字は今年度の求人数)

- *製造業..... 2,894人(+374人)
- *建設業..... 1,705人(+30人)
- *卸小売..... 1,131人(△52人)
- *医療・福祉..... 715人(+24人)
- *他に分類されないサービス... 445人(+49人)
- *宿泊・飲食..... 241人(△8人)
- *運輸・郵便..... 199人(+20人)
- *生活関連サービス・娯楽業... 142人(△39人)
- *複合サービス..... 76人(△1人)
- *その他..... 414人(+7人)

図4 県内受理求人への就職割合の推移(各年9月末、令和2年10月末現在)



別表1

新規高等学校卒業者の求人・求職状況の推移(各年9月末、令和2年10月末現在)

厚生労働省福島労働局職業安定部

		25. 3卒 9月末	26. 3卒 9月末	27. 3卒 9月末	28. 3卒 9月末	29. 3卒 9月末	30. 3卒 9月末	31. 3卒 9月末	令和 2. 3卒 9月末	令和 3. 3卒 10月末	令和 4. 3卒 9月末	対 3. 3卒比 (%、P)
卒業予定者数 (a)		20, 258	19, 124	18, 821	18, 279	18, 586	17, 867	17, 802	17, 491	16, 780	16, 395	▲ 2. 3
求職者数	計 (b)	5, 352	4, 950	4, 892	4, 829	4, 706	4, 615	4, 687	4, 597	4, 077	3, 841	▲ 5. 8
	県内(c)	4, 063	3, 925	3, 866	3, 810	3, 765	3, 629	3, 768	3, 560	3, 179	3, 080	▲ 3. 1
	県内比率(c/b)	75. 9	79. 3	79. 0	78. 9	80. 0	78. 6	80. 4	77. 4	78. 0	80. 2	2. 2
	県外(d)	1, 289	1, 025	1, 026	1, 019	941	986	919	1, 037	898	761	▲ 15. 3
県内ハローワーク 受理求人数 (e)		4, 883	6, 382	7, 637	8, 423	8, 256	8, 910	9, 752	9, 321	7, 781	7, 962	2. 3
求人倍率(e/b)		0. 91	1. 29	1. 56	1. 74	1. 75	1. 93	2. 08	2. 03	1. 91	2. 07	0. 16
就職内定者数	計 (f)	2, 134	2, 237	2, 853	2, 738	2, 970	3, 017	3, 009	3, 037	2, 743	2, 649	▲ 3. 4
	うち県内ハローワーク 受理求人への就職(g)	1, 425	1, 602	2, 128	2, 021	2, 245	2, 262	2, 326	2, 254	2, 094	2, 068	▲ 1. 2
	県内比率(g/f)	66. 8	71. 6	74. 6	73. 8	75. 6	75. 0	77. 3	74. 2	76. 3	78. 1	1. 8
	うち県外ハローワーク 受理求人への就職(h)	709	635	725	717	725	755	683	783	649	581	▲ 10. 5
就職内定率 %	計 (f/b)	39. 9	45. 2	58. 3	56. 7	63. 1	65. 4	64. 2	66. 1	67. 3	69. 0	1. 7
	県内(g/c)	35. 1	40. 8	55. 0	53. 0	59. 6	62. 3	61. 7	63. 3	65. 9	67. 1	1. 2
	県外(h/d)	55. 0	62. 0	70. 7	70. 4	77. 0	76. 6	74. 3	75. 5	72. 3	76. 3	4. 0
未就 内定者数 就職	計	3, 218	2, 713	2, 039	2, 091	1, 736	1, 598	1, 678	1, 560	1, 334	1, 192	▲ 10. 6
	県内	2, 638	2, 323	1, 738	1, 789	1, 520	1, 367	1, 442	1, 306	1, 085	1, 012	▲ 6. 7
	県外	580	390	301	302	216	231	236	254	249	180	▲ 27. 7

●福島労働局管内の新規高卒者に係る求人・求職の状況を取りまとめたものです

(注1) 「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが、管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調査結果による

(注2) 「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数(県内就職希望者+県外就職希望者)

(注3) 「就職内定者数」の県内比率(g/f)…県内ハローワーク受理求人への就職比率で、福島県が発表する「県内留保率」とは異なる

(注4) 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

別表2

新規高等学校卒業者の地域別求人・求職状況(9月末現在)

会津地域

卒業予定者数(人)	2,193
前年同期比(%)	▲ 2.4
求職者数(人)	574
前年同期比(%)	▲ 2.9
うち県内希望者	407
前年同期比(%)	▲ 1.7
うち県外希望者	167
前年同期比(%)	▲ 5.6
求人数(人)	1,074
前年同期比(%)	8.8
求人倍率(倍)	1.87
前年同期比(P)	0.20
就職内定者数(人)	400
前年10月末比(%)	▲ 4.5
うち県内就職者	293
前年10月末比(%)	0.7
うち県外就職者	107
前年10月末比(%)	▲ 16.4
就職内定率(%)	69.7
前年10月末比(%)	▲ 1.2
就職未内定者数(人)	174

中通り地域

卒業予定者数(人)	10,500
前年同期比(%)	▲ 1.5
求職者数(人)	2,319
前年同期比(%)	▲ 5.9
うち県内希望者	1,985
前年同期比(%)	▲ 3.0
うち県外希望者	334
前年同期比(%)	▲ 19.9
求人数(人)	4,961
前年同期比(%)	0.4
求人倍率(倍)	2.14
前年同期比(P)	0.14
就職内定者数(人)	1,589
前年10月末比(%)	▲ 0.4
うち県内就職者	1,320
前年10月末比(%)	1.5
うち県外就職者	269
前年10月末比(%)	▲ 8.5
就職内定率(%)	68.5
前年10月末比(%)	3.8
就職未内定者数(人)	730

浜通り地域

卒業予定者数(人)	3,702
前年同期比(%)	▲ 4.5
求職者数(人)	948
前年同期比(%)	▲ 7.2
うち県内希望者	688
前年同期比(%)	▲ 4.2
うち県外希望者	260
前年同期比(%)	▲ 14.5
求人数(人)	1,927
前年同期比(%)	3.9
求人倍率(倍)	2.03
前年同期比(P)	0.22
就職内定者数(人)	660
前年10月末比(%)	▲ 9.5
うち県内就職者	455
前年10月末比(%)	▲ 9.4
うち県外就職者	205
前年10月末比(%)	▲ 9.7
就職内定率(%)	69.6
前年10月末比(%)	▲ 1.7
就職未内定者数(人)	288

県合計

卒業予定者数(人)	16,395
求職者数(人)	3,841
求人数(人)	7,962
求人倍率(倍)	2.07
就職内定者数(人)	2,649
就職内定率(%)	69.0
就職未内定者数(人)	1,192

●県内、県外に就職を希望する生徒の就職内定の状況、県内ハローワークで受理した求人の状況などを地域別にまとめたもの

※卒業予定者数…「求職動向調査」での生徒数

※求職者数…県内、県外に就職を希望する生徒数(学校・ハローワークの紹介希望者)

※求人数…県内ハローワークで受理した求人数

※求人倍率…求人数/求職者数

※就職内定者数…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定者数

※就職内定率…求職者数(県内希望者+県外希望者)に係る内定率

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により選考開始日が1ヶ月遅れたため、10月末の数値となります。

別表3

新規高等学校卒業者の月別求人・求職状況

厚生労働省福島労働局職業安定部

		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
a 求職者数	2. 3卒者	4,687	4,692	4,597	4,618	4,622	4,599	4,599	4,564	4,539	4,538	4,537	4,534
	3. 3卒者	4,202	4,160	4,099	4,077	4,056	4,028	4,014	3,995	3,972	3,968	3,966	3,964
	4. 3卒者	3,876	3,852	3,841									
	男子	2,289	2,278	2,267									
	女子	1,587	1,574	1,574									
	対2. 3卒者比 (%)	▲ 17. 3	▲ 17. 9	▲ 16. 4									
	対3. 3卒者比 (%)	▲ 7. 8	▲ 7. 4	▲ 6. 3									
b 求人数	2. 3卒者	8,845	9,118	9,321	9,468	9,553	9,619	9,644	9,661	9,672	9,672	9,672	9,672
	3. 3卒者	7,040	7,336	7,558	7,781	7,898	7,965	8,006	8,022	8,030	8,030	8,030	8,030
	4. 3卒者	7,407	7,720	7,962									
	対2. 3卒者比 (%)	▲ 16. 3	▲ 15. 3	▲ 14. 6									
	対3. 3卒者比 (%)	5. 2	5. 2	5. 3									
c 求人倍率 (倍)	2. 3卒者	1. 89	1. 94	2. 03	2. 05	2. 07	2. 09	2. 10	2. 12	2. 13	2. 13	2. 13	2. 13
	3. 3卒者	1. 68	1. 76	1. 84	1. 91	1. 95	1. 98	1. 99	2. 01	2. 02	2. 02	2. 02	2. 03
	4. 3卒者	1. 91	2. 00	2. 07									
	対2. 3卒者比 (ポイント)	0. 02	0. 06	0. 04									
	対3. 3卒者比 (ポイント)	0. 23	0. 24	0. 23									
d 就職内定者数	2. 3卒者			3,037	3,928	4,236	4,365	4,439	4,504	4,527	4,528	4,528	4,528
	3. 3卒者				2,743	3,463	3,758	3,844	3,917	3,957	3,959	3,960	3,960
	4. 3卒者			2,649									
	男子			1,623									
	女子			1,026									
	対2. 3卒者比 (%)			▲ 12. 8									
	対3. 3卒者比 (%)			-									
e 就職内定率 (%)	2. 3卒者			66. 1	85. 1	91. 6	94. 9	96. 5	98. 7	99. 7	99. 8	99. 8	99. 8
	3. 3卒者				67. 3	85. 4	93. 3	95. 8	98. 0	99. 6	99. 8	99. 8	99. 8
	4. 3卒者			69. 0									
	男子			71. 6									
	女子			65. 2									
	対2. 3卒者比 (ポイント)			2. 9									
	対3. 3卒者比 (ポイント)			-									
f 就職未内定者数	2. 3卒者			1,560	690	386	234	160	60	12	10	9	6
	3. 3卒者				1,334	593	270	170	78	15	9	6	4
	4. 3卒者			1,192									
	男子			644									
	女子			548									
	対2. 3卒者比 (%)			▲ 23. 6									
	対3. 3卒者比 (%)			-									

●福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人・求職の状況を取りまとめたものです。

(注) 「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

別表4

新規高等学校卒業者の産業・職業・規模別 求人状況（9月末現在）

厚生労働省福島労働局職業安定部

項 目		3年度	2年度	対前年同期比(%)	対前年増減数(人)
産業別・職業別・規模別					
産業別	A, B 農, 林, 漁業 (01~04)	98	97	1.0	1
	C 鉱業、採石業、砂利採取業 (05)	16	12	33.3	4
	D 建設業 (06~08)	1,705	1,675	1.8	30
	E 製造業 (09~32)	2,894	2,520	14.8	374
	09 食料品製造業	218	221	▲ 1.4	▲ 3
	10 飲料・たばこ・飼料製造業	9	4	125.0	5
	11 繊維工業	66	52	26.9	14
	12 木材・木製品製造業（家具を除く）	63	58	8.6	5
	13 家具・装備品製造業	29	35	▲ 17.1	▲ 6
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	83	58	43.1	25
	15 印刷・関連業	35	32	9.4	3
	16 化学工業	180	159	13.2	21
	17 石油製品・石炭製品製造業	6	7	▲ 14.3	▲ 1
	18 プラスチック製品製造業	146	121	20.7	25
	19 ゴム製品製造業	120	89	34.8	31
	21 窯業・土石製品製造業	126	122	3.3	4
	22 鉄鋼業	26	21	23.8	5
	23 非鉄金属製造業	34	39	▲ 12.8	▲ 5
	24 金属製品製造業	340	263	29.3	77
	25 はん用機械器具製造業	209	170	22.9	39
	26 生産用機械器具製造業	111	93	19.4	18
	27 業務用機械器具製造業	153	178	▲ 14.0	▲ 25
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	237	194	22.2	43
	29 電気機械器具製造業	212	198	7.1	14
	30 情報通信機械器具製造業	143	122	17.2	21
	31 輸送用機械器具製造業	269	220	22.3	49
	20, 32 その他の製造業	79	64	23.4	15
	F 電気・ガス・熱供給・水道業 (33~36)	32	33	▲ 3.0	▲ 1
	G 情報通信業 (37~41)	28	39	▲ 28.2	▲ 11
	H 運輸業、郵便業 (42~49)	199	179	11.2	20
	I 卸売業、小売業 (50~61)	1,131	1,183	▲ 4.4	▲ 52
	50~55 卸売業	236	216	9.3	20
	56~61 小売業	895	967	▲ 7.4	▲ 72
	J 金融業、保険業 (62~67)	59	51	15.7	8
	K 不動産業、物品賃貸業 (68~70)	78	99	▲ 21.2	▲ 21
	L 学術研究、専門・技術サービス業 (71~74)	85	67	26.9	18
	M 宿泊業、飲食サービス業 (75~77)	241	249	▲ 3.2	▲ 8
	75 宿泊業	122	128	▲ 4.7	▲ 6
	76~77 飲食サービス業	119	121	▲ 1.7	▲ 2
	N 生活関連サービス業、娯楽業 (78~80)	142	181	▲ 21.5	▲ 39
	O 教育、学習支援業 (81, 82)	16	7	128.6	9
	P 医療、福祉 (83~85)	715	691	3.5	24
	Q 複合サービス業 (86~87)	76	77	▲ 1.3	▲ 1
	R サービス業（他に分類されないもの）(88~96)	445	396	12.4	49
	S, T 公務・その他 (97~99)	2	2	0.0	0
	合 計	7,962	7,558	5.3	404
職業別	A, B 専門的、技術的、管理的職業(01~24)	784	773	1.4	11
	C 事務的職業(25~31)	491	546	▲ 10.1	▲ 55
	D 販売の職業(32~34)	890	970	▲ 8.2	▲ 80
	E サービスの職業(35~42)	1,027	1,066	▲ 3.7	▲ 39
	H, I, J, K 技能工、製造、採掘、建築等の職業(49~78)	4,448	3,899	14.1	549
	(49~64) 製造・製作の職業	2,964	2,510	18.1	454
	(65~68) 輸送の職業	78	67	16.4	11
	(69, 72) 定置・建設機械運転の職業	464	416	11.5	48
	(70・71・73~78) 建設・採掘・労務の職業	942	906	4.0	36
	F, G 上記以外の職業	322	304	5.9	18
	合 計	7,962	7,558	5.3	404
規模別	29人以下	2,913	2,765	5.4	148
	30~99人	2,478	2,262	9.5	216
	100~299人	1,425	1,257	13.4	168
	300~499人	264	241	9.5	23
	500~999人	253	278	▲ 9.0	▲ 25
	1,000人以上	629	755	▲ 16.7	▲ 126
	合 計	7,962	7,558	5.3	404